

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2026年6月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージ I-1 (海外投融資)(QCBS-ランプサム型)
2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出:
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージ I-1
(海外投融資)(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号:26a00177

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年6月10日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージ I -1(海外投融資)
(QCBS-ランプサム型)

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4)契約履行期間(予定):2026年8月～2027年12月

契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1)第1回(契約締結後):契約金額の30%を限度とする。

2)第2回(契約締結後13か月以降):契約金額の10%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7)部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1)2026 年度末(2027 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

評価部事業評価第一課

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2026 年 6 月 19 日 12 時まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2026 年 6 月 26 日まで
3	資料ダウンロード期限	2026 年 6 月 16 日 まで
4	企画競争説明書に対する質問	2026 年 6 月 17 日 12 時まで
5	質問への回答	2026 年 6 月 22 日まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 7 月 3 日 12 時まで
7	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
8	見積書の開封	2026 年 7 月 23 日 11 時
9	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
10	技術評価説明の申込日(順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		(申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM M) ※2023年7月公示から変更となりました。
--	--	---

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については本章別添の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参加可能の回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者条項にかかる申告書」を、上記2.(3)4の期日までに、プロポーザルに添付して提出ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)

に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限: 上記2. (3)参照
- 2) 提出書類: プロポーザル作成ガイドラインの 48-49 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法: 上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
(件名:「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- 4) 確認結果の通知: 上記2. (3)日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料:

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限: 上記2. (3)参照
- 2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/5cmy6jNuMd>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL:

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1)提出期限:上記2. (3)参照

(2)提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ(PDF)での提出とします。

① プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書(第3章4. (3)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います)。

(3)提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(4)電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2)評価方法

1)技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

本件は要員の評価を行うため、別紙「プロポーザル評価配点表」の配点を例外的に設定しております。具体的な配点は別紙よりご確認ください。

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46 歳以上)と若手(35~45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点: 最低見積価格 = 100 点

② 価格評価点: (最低見積価格 / それ以外の者の価格) × 100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80:20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記2.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点(総合評価点)が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。(低見積価格調査の実施)
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項(2026年度版)】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定(詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む)、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施(調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。)に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価(中間レビュー、終了時評価)への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容(TOR から生じる評価業務との関係度合等)が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関(JICA、旧 OECF、旧JBICを含む)等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業(子会社ないし関連会社)が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について(従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて)、6月19日(金)12時までに、評価部事業評価第一課宛(evte1@jica.go.jp)に情報を提出ください。プロポー

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」(第2版)、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」(2014年12月)を参照ください

ザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

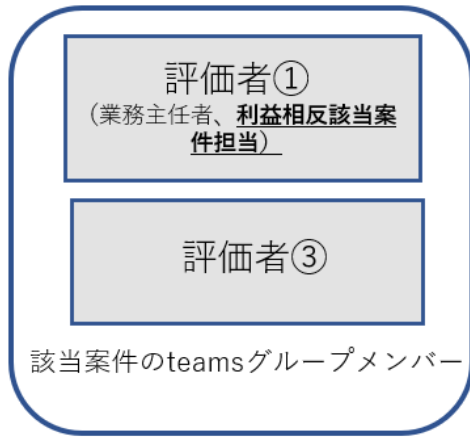
関連番号(*1)	従事した業務のTOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策(*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当(評価者)は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援(ロジスティックサポート)を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断(セミナーの成果)とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例)J/V の一員(A 社)が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(*1) 前頁記載1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者(社)が入らないように、グループを設定する。

A社



評価者①

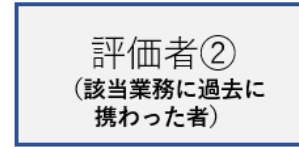
(業務主任者、利益相反該当案件担当)

評価者③

該当案件のteamsグループメンバー

B社

(該当業務に過去に携わった社)



評価者②

(該当業務に過去に携わった者)

※該当業務に過去に携わった社(者)は、該当案件のteamsグループには入らない

排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項(2026年度版)】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項(2026年度版)】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項(2026年度版)】について、 構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先立ち、JICAへ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。虚偽の申告が判明した場合、JICAの規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄 _____

日付 _____ 〇年〇月〇日

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザルもしくは技術提案書作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書(案)に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルもしくは技術提案書にて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条(2)調査・分析の実施基準
2	現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3条(5)ローカルリソースの活用
3	ヒアリング対象者とするMFIの選定基準・選定方法について	第3条(9)①ASEAN「日本ASEAN女性エンパワーメントファンド」
4	最終受益者となるMFIの顧客への裨益が確認できるような定量(補完)指標について	第3条(9)①ASEAN「日本ASEAN女性エンパワーメントファンド」
5	ヒアリング対象者とするMSMEsの選定基準・選定方法について	第3条(9)③エジプト「中小零細事業者支援事業」 第3条(9)⑥ウズベキスタン「中小零細事業者支援事業」
6	ヒアリング対象者とする低中所得者の選定基準・選定方法について	第3条(9)④インドネシア「低中所得者層向け住宅ローン支援事業」
7	ヒアリング対象者とする融資先事業者の選定基準・選定方法について	第3条(9)⑤バングラデシュ「グリーンファイナンス推進事業」
8	海外投融資事後評価の改善に向けた提言	第4条(15)海外投融資事後評価の改善に向けた提言

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を実施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2026年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下とおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	その他 (※2～7))	IRR再計算	海投評価 結果票 ※8
1	ASEAN	海投	日本ASEAN女性エンパワーメントファンド	－	－	Equity IRR－	該当
2	ヨルダン	海投	ムワツカル太陽光発電事業	アラビア語	－	FIRR	－
3	エジプト	海投	中小零細事業者支援事業		－	－	該当
4	インドネシア	海投	低中所得者層向け住宅ローン支援事業	－	－	－	該当
5	バングラデシュ	海投	グリーンファイナンス推進事業	－	－	－	該当
6	ウズベキスタン	海投	中小零細事業者支援事業	ロシア語	－	－	該当

(注)該当がない欄は、「－」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語:日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書(案)を作成する言語

※2 ノンスコア(主体的振り返りの詳細分析)を含む案件

※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件

※4 衛星データ利用の案件

※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件

※6 誰一人取り残さない(Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。)にかかる詳細分析を含む案件

※7 簡易型評価

※8 海外投融資評価結果票利用対象案件

第2条 業務の背景・経緯

➤ 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

(1)事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。

(2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則(平成17年細則(総)11号)等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関(以下、「実施機関」とする)に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。
- 海外投融資の事後評価では、民間企業の財務情報など秘匿性の高い情報を取り扱うため、情報の管理には十分注意する。電子データにはパスワードを掛けて、管理する。調査対象機関から取得する個々の情報については、公開可否を確認する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性)⁴及び(4)参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、(4)参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

⁴ 提案を求める事項1:評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

➤ 公開資料

(ア) 評価に関するガイドライン等

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>

ア) 外部事後評価レファレンス(2026年度版)

イ) JICA 事業評価ガイドライン 第2版

ウ) JICA 事業評価ハンドブック(Ver.3.0)

(イ) その他

☒ 環境社会配慮ガイドライン

<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html>

☒ 事業事前評価表⁵(事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

☒【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2026

☒【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス(2018年度改訂版)

【ひな型】評価方針_事前事後比較表_海外投融資_2026

【ひな型】評価報告書_資金協力(英)_2026

【ひな型】評価報告書_資金協力(和)_2026

【ひな型】評価結果票_海外投融資(和)_2026

【ひな型】評価結果票_海外投融資(英)_2026

【ひな型】対外公表用要旨_海外投融資(和英)_2026

(イ) 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料

以下の資料については、JICA評価部(jicaev@jica.go.jp)へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒ 有償資金協力・海外投融資事業にかかる資料

➤ ASEAN「日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド」審査調書(抜粋版)

➤ ヨルダン「ムワッカル太陽光発電事業」審査調書(抜粋版)

➤ エジプト「中小零細事業者支援事業」審査調書(抜粋版)

⁵ 事業評価案件検索サイト(<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>)にて、案件名で検索して参照ください。

- インドネシア「低中所得者層向け住宅ローン支援事業」審査調書(抜粋版)
- バングラデシュ「グリーンファイナンス推進事業」審査調書(抜粋版)
- ウズベキスタン「中小零細事業者支援事業」審査調書(抜粋版)

(ウ) 契約締結後に配付する資料

- ☒報告書等のひな型
- ☒IRR再計算シート及び計算確認シート

(5) ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員⁶を確保すること。
 - ① 実施機関(融資先・出資先)や JICA 民間連携事業部、JICA 事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。

① 評価方針(和文)の確定	(25～40 営業日)
② 事前事後比較表(和文)の確定	(25～35 営業日)
③ 評価報告書(和文)の最終確定	(30～50 営業日)
④ 評価報告書(英文)の確定	(25～45 営業日)

(7) 発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。

⁶ 提案を求める事項 2:本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊備人費(一般業務費)での現地調査補助員の備上を想定している。現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所(支所を含む)に対する面談・会議の手配を行うこと。

(8) 現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。なお、全事業サイトにおける業務従事者及び現地調査補助員の踏査サイトについては、(9)の個別案件の「(ア)ウ)現地渡航及び安全配慮」を参照すること。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査、事業関係者の招へいにより実施する。案件ごとの具体的な対応は以下(9)のとおり。

(9) 各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① ASEAN 日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド

本事業は、ファンドを通じたマイクロファイナンス機関(MFI)に対する資金提により、ASEAN 諸国を中心とするアジア地域において金融アクセスの向上を図り、以て同地域における女性のエンパワーメントを支援するファンド型海外投融資事業である。

(ア) 調査対象範囲・実施機関⁷

ア) 調査対象国: 主な投資対象国; アジア地域(主に ASEAN 諸国)

イ) 実施機関(出資先):

Japan ASEAN Women Empowerment Fund(ファンド登記はルクセンブルク)

ウ) ファンド運営会社(FM): Blue Orchard Finance S.A.(スイス)

エ) 現地渡航及び安全配慮

- 本事後評価においては、業務従事者は現地渡航せず、机上評価とする。業務従事者は、出資先・ファンド運営会社、本ファンドに参加している日本の民間投資家、本ファンドの一部の投融資先(MFI)へ、質問票やオンライン・電話等遠隔による情報収集を行う。日本の民間投資家⁸と MFI へのヒアリングは、合わせて 15 件程度を想定する。MFI へのヒアリングは、業務従事者による詳細指示の

⁷本事業は 2019 年に増資承諾をしており、本事後評価においては増資分も含めて調査対象とする。

⁸ 日本の民間投資家については契約締結後に JICA 民間連携事業部からの紹介となる想定。

もと、現地調査補助員が対面形式で実施することを可とする。⁹

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁰

イ) 有効性・インパクト¹¹

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①投融資事業全体の IRR(%)¹²、②投融資先 MFI の平均女性顧客比率(%),③投融資先のうち、女性顧客比率が 75%である MFI の比率の変化
- 事前評価表に記載された定性的効果:本ファンドによるマイクロファイナンス分野及びジェンダー分野への民間資金の動員を通じて、日本の民間投資家の当該分野における啓蒙及び理解の促進がなされ、将来的な民間投資の呼び水効果となることが期待される。域内における女性の金融アクセスの改善に取り組む MFI への支援を通じ、女性の金融アクセスの向上及び貧困削減効果が期待される。
 - 前者の定性的効果の確認にあたっては、本ファンドに参加する日本の民間投資家へのヒアリングを想定する。
 - 後者の女性の金融アクセスの向上及び貧困削減効果の確認にあたっては、FM のほか一部の MFI へのヒアリングを想定する。

ウ) 持続性

- 持続性については、ファンドが回収期間中の場合、本ファンドの FM の経営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、回収期間におけるファンド運営の継続可能性を確認する。

⁹ 提案を求める事項 3: MFI へのヒアリングを対面形式で行う場合は、ヒアリング先となる MFI の選定方法について、その選定基準を技術提案書にて提案すること。

¹⁰ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

¹¹ 提案を求める事項 4: 最終受益者となる MFI の顧客に対するヒアリングを想定しない代わりに、代替的に事業効果(最終受益者への裨益)が確認できるような定量(補完)指標の提案を求める。契約開始後に、提案に基づき FM や MFI とデータ提供の可否を協議することを想定する。

¹² IRR の項目は、ファンド全体の実績を確認する項目として、「効率性」で確認することを想定しているが、評価方針作成の段階で確定することとする。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の類似案件の教訓では、投資実行前に退出方針等について事業運営会社と合意することの重要性や、投資リスクのある国を対象とする場合には、市況に左右されにくい事業を投資対象とすること、さらに、ファンド及びFM に対する適切なモニタリングの確保が必要であることが示されている。他にも過去の類似案件の教訓では、投資候補案件のロングリストを確認し投融資先の確保状況を十分に検証すること、また、投資家としてFM の能力評価および必要に応じた交代権限を事前に確保することの重要性が示されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒本事業は公平な社会参加から取り残されている人々のエンパワーメントを目指した案件であり、投融資の対象を女性のエンパワーメントに資する MFI に限定している。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、受益者への効果の発現状況を確認することとし、その中で具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

☒本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② ヨルダン ムワツカル太陽光発電事業

・本事業は、ヨルダンのアンマン県ムワツカルにおいて、太陽光発電所及び変電所の建設・運営を通じ、電力供給増加と電源多様化を図り、もって当国の経済発展、難民受入れホストコミュニティの電力需要への対応及び気候変動の影響緩和に寄与するものであり、本事業を実施するために Abu Dhabi Future Energy Company

(Masdar)がヨルダンに設立した特別目的会社である Baynouna Solar Energy PSC の大規模太陽光発電事業に対するプロジェクトファイナンスである。

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:アンマン県アンマン市、ムワッカル地区及びイルビド県イルビド市

イ)実施機関(融資先):Baynouna Solar Energy PSC

ウ) 現地渡航¹³及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに、アンマン県アンマン市に所在する、借入人の現地法人やエネルギー・鉱物資源省、環境省などの関係機関、配電公社(JEPCO/EDCO)、同県のムワッカル地区に所在する太陽光発電所や変電所等の関連施設を踏査して情報収集をする。イルビド県イルビド市においては、配電会社(IDECO)や難民・ホストコミュニティー(UNHCR など)から情報収集する。¹⁴

☒調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である

15

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁶

イ) 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

➤ 事前評価表に記載された運用効果指標:①最大出力(MW)、②システム出

¹³ 現地渡航はイスラム教の祝日(主にラマダン・イード)とその前後の実施機関の休暇取得等を考慮して計画すること。

¹⁴ 2026年5月現在、ヨルダンは「JICA 安全対策措置」において渡航禁止であるが、今後渡航が可能になる見通しで記載している。実際の渡航可否については、契約後の安全管理情報に従って決定する。

¹⁵ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

¹⁶ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

力係数(%)、③送電端電力量(GWh/year)、④CO₂ 排出削減量(t/year)の変化

- 事前評価表に記載された定性的効果:気候変動影響の緩和、ホストコミュニティの生活環境改善等

ウ)持続性

☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

対象施設は、太陽光発電所(200MW)及び変電所の本事業で支援した設備。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、環境への望ましくない影響が重大でないとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続きに沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- フィリピン共和国向け円借款「北ネグロス地熱開発事業」の事後評価等から、「地熱発電固有のリスクとして、熱源の開発リスクが事業の有効性に深刻な影響を与えるため、審査時において開発リスク低減のための措置を検討することが望ましい」とされていた。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒本事業の最終受益者として広くヨルダンのムワツカル地域の住民が想定されるが、その中でも特に難民やホストコミュニティについては、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス(別添 7)「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者へのインタビュー等)で確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査/定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査/定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ エジプト 中小零細事業者支援事業

・本事業は、エジプトの大手国営商業銀行である Banque Misr S.A.E.(以下、「BM」)に長期融資を行うことで、エジプト国内の女性が経営・活躍する Women-owned MSME(以下「WMMSME」)を含む中小零細企業(Micro, Small and Medium Enterprises、以下「MSME」)の金融アクセスを改善し、もって同国の持続的な経済成長に寄与する一般型バンクローンである。

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:エジプト全土

イ)実施機関(融資先):BM(本店カイロ)

ウ) 現地渡航¹⁷及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、借入人である BM(カイロ)を訪問し、ヒアリングを行い情報収集する。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに、本事業の融資先事業者(MSME)¹⁸のうち10社程度を訪問し、インタビューを通じた情報収集をする。
- 業務従事者による現地渡航は1回とする¹⁹。

(イ)評価6基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去のJICA支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関やJICAが連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²⁰

イ)有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

¹⁷現地渡航はイスラム教の祝日(主にラマダン・イード)とその前後の実施機関の休暇取得等を考慮して計画すること。

¹⁸ 提案を求める事項5:本事業の融資先MSME(WMMSMEを含む)のリストについては調査開始後に借入人から入手することを想定しており、具体的な調査対象者は、契約後にBMと調整をして進める。ヒアリング対象者(候補)の選定方法について、選定基準を技術提案書で提案すること。

¹⁹ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

²⁰ 詳細は2026年度外部事後評価レファレンス別添2を参照。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①MSME 融資残高(EGP²¹)、② JICA 貸付実行による MSME 融資の借入人増加数(人)、③②の内、 WMMSME 融資の借入人増加数(人)
- 事前評価票に記載のある定性的効果指標:WMMSME を含む MSME 向け金融アクセスの向上

ウ)持続性

持続性については、BM の経営方針、組織・体制面、財務状況等、規定の確認事項について調査し、MSME および WMMSM 向け融資事業の継続可能性について確認する。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用
上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のエジプト向け円借款「零細企業支援事業」の事後評価結果等において、零細・小企業向け融資を支援する類似事業の案件形成には、① 融資業務経験が豊富であること、②国内に分散する顧客の信用を把握するため に多数の支店を有することが重要であるとの教訓を得られた。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒本事業は公平な社会参加から取り残されている人々のエンパワーメントを目指した案件であり、最終受益者として MSME および WMMSME が想定される。特に WMMSME は、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンスの別添 7 「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査/定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査/定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

²¹ EGP:エジプトポンド。

④ インドネシア 低中所得者層向け住宅ローン支援事業

・本事業は、インドネシア国営の地場金融機関である PT Bank Tabungan Negara (Persero) Tbk への融資を通じて、同国の低中所得者層への住宅ローン供給拡大を図り、同国における住宅ローン市場の活性化、低中所得者層の生活の質の向上に寄与することを目的とした一般型バンクローンである。

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:インドネシア国内全域

イ)実施機関(融資先): PT Bank Tabungan Negara (Persero) Tbk(BTN)(ジャカルタ)

ウ) 現地渡航²²及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、融資先である BTN(ジャカルタ)を訪問し、ヒアリングを行い情報収集する。審査時点において、JICA 融資の資金使途は低所得者向け住宅ローンに限定する予定であったことから、BTN と調整を行い、住宅ローンを融資した低中所得者に対する対面もしくは質問票を通してヒアリング(10 件程度を想定)を行う²³。
- 業務従事者による現地渡航は 1 回とする²⁴。
- 現地調査および事後評価の全体スケジュールについては、借入人の現地調査受入可能時期と調整しながら、2027 年 4 月末までに比較表の作成を完了させる計画とする。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²⁵

イ)有効性・インパクト

²² 現地渡航はイスラム教の祝日(主にラマダン・イード)とその前後の実施機関の休暇取得等を考慮して計画すること。

²³ 提案を求める事項 6:融資先リストについては調査開始後に借入人から入手することを想定しており、具体的な調査対象者は、契約後に BTN と調整をして進める。ヒアリング対象者(候補)の選定方法について、選定基準を技術提案書で提案すること。

²⁴ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

²⁵ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

☒事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標²⁶:①低中所得者向け住宅ローン融資残高、②JICA 貸付実行による低中所得者向け住宅ローン融資件数、③上記の JICA 貸付実行による融資の内、女性借入人の件数
- 事前評価表に記載された定性的効果:住宅ローン金融アクセスの向上、低中所得者層向け住居の安全性の向上、低中所得者層の生活向上(安全面・衛生面)。

ウ)持続性

☒持続性については、BTN の経営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、低所得者向けの住宅ローン融資の継続可能性を確認する。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のエジプト向け円借款「零細企業支援事業」の融資返済率は非常に高く、事後評価結果等において、零細・小企業向け融資を支援する類似事業の案件形成には、①融資業務経験が豊富であること、②国内に分散する顧客の信用を把握するために多数の支店を有することが重要であるとの教訓が得られている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

(オ) 誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒本事業の最終受益者として広く低中所得者層が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス(別添 7)「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者へのインタビュー等)で確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査/定量調査

²⁶ 具体的な低中所得者の定義として、月間の世帯収入が 1,200 万ルピア以下の層を対象としていた。

☒本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑤ バングラデシュ グリーンファイナンス推進事業

- ・本事業は、バングラデシュにおいて、BRAC Bank Limited(バングラデシュ法人。以下「BRAC Bank」という。)への融資を行うことにより、民間企業の再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という。)、省エネルギー(以下、「省エネ」という。)、産業排水処理等(以下、「排水処理等」)の環境課題の解決に資する事業取組への金融アクセス改善を図り、もって同国における気候変動の緩和や環境課題の改善に寄与することを目的とした一般型バンクローンである。

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:バングラデシュ全土

イ)実施機関(融資先):BRAC Bank

ウ) 現地渡航²⁷及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、借入人である BRAC Bank(ダッカ)を訪問し、ヒアリングを行い、情報収集する。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに、ダッカ近郊に所在する本事業の融資先事業者(借入人者)を合計10社程度訪問し、情報収集する。その際、再エネ事業借入人者、排水処理事業借入人者、並びに省エネ事業借入人者をそれぞれ含めることとする²⁸。なお、各事業借入人者に関し、2社目以降については現地調査補助員による単独インタビューを可とする。
- 業務従事者による現地渡航は1回とする²⁹。

(イ) 評価6基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価

²⁷ 現地渡航はイスラム教の祝日(主にラマダン・イード)とその前後の実施機関の休暇取得等を考慮して計画すること。

²⁸ 提案を求める事項7:借入人者リストについては調査開始後に借入人から入手することを想定しており、具体的な調査対象者は、契約後に BRAC Bank と調整をして進める。ヒアリング対象者(候補)の選定方法について、選定基準を技術提案書で提案すること。尚、事後評価時点で本事業のサブプロジェクトを実施していないセクター(再エネ・省エネ・排水処理等)については調査不要とする。

²⁹ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。³⁰

イ) 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①再エネ事業向け融資残高(USD million)、②再エネ事業 借入人数(社)、③省エネ事業向け融資残高(USD million)、④省エネ事業 借入人数(社)、⑤排水処理事業向け融資残高(USD million)、⑥排水処理事業 借入人数(社)

また、参考値として、サブプロジェクトによる【再エネ事業】最大出力(MW)・送電端発電量(MWh)【省エネ事業】CO₂ 排出量の削減効果(t/年)【排水処理事業】排水設備能力(m³/年)・放流先水質改善状況(BOD/COD)等をモニタリングすることとなっている。

- 事前評価表に記載された定性的効果:排水処理施設の導入に伴う衛生環境改善、BRAC Bank のグリーンファイナンスにおける審査・実施能力の強化

ウ)持続性

☒持続性については、BRAC Bank の経営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、再エネ(太陽光・風力発電等)・省エネ(機材購入資金等)・排水処理等事業等に取り組む事業者への融資促進の継続可能性を確認する。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ FI に分類され、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。また本事業では、BRAC Bank が当社の環境社会配慮制度及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策が採られることになっていた。尚、サブプロジェクトにカテゴリ A を含めない旨合意済であり、主な資金用途は再エネ・省エネ・排水処理業等への融資である。

(エ)過去の類似案件からの教訓

³⁰ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のインド向け円借款「新・再生可能エネルギー支援事業」の事後評価において、再エネや省エネ事業は完成後運用時においても政策・経済・自然状況の変化により影響を受けやすいため、仲介金融機関による融資先事業のモニタリング体制を構築すべきであるとの教訓を得ていた。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒本事業の最終受益者として、広くバングラデシュ全土の住民が想定されるが、BRAC Bank への長期融資を通じて、再エネ・省エネ・排水処理等事業等に取り組む事業者への融資を促進するという本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

☒本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑥ ウズベキスタン 中小零細事業者支援事業

・本事業は、ウズベキスタン全土において Joint Stock Commercial Bank With Foreign Capital“Hamkorbank”(以下、HMK)が展開する融資事業への支援を行うことにより、同国における中小零細事業者(以下、MSMEs)の金融アクセスの改善を図り、もって同国の MSMEs の振興及び持続的な経済成長に寄与する一般型バンクローンである。

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:ウズベキスタン全土

イ)実施機関(融資先):HMK(アンディジャン)

ウ) 現地渡航³¹及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、借入人である HMK(アンディジャン)を訪問し、ヒアリングを行い情報収集する。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに、本事業の融資先事業者

³¹現地渡航はイスラム教の祝日(主にラマダン・イード)とその前後の実施機関の休暇取得等を考慮して計画すること。また、実績値の確認が可能となる 2027 年 3 月以降とすること。

(MSMEs)³²のうち 10 社程度を訪問し、インタビューを通じた情報収集をする。

- 業務従事者による現地渡航は 1 回とする³³。

☒調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である³⁴

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。³⁵

イ)有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①MSME 向け融資残高(スム)、②MSME 借入企業数、また、参考値として、女性経営の MSME 向け融資残高、女性経営の MSME 借入企業数等をモニタリングすることとなっている。
- 事前評価表に記載された定性的効果指標:MSME の金融アクセス改善

ウ)持続性

☒持続性については、HMK の経営方針、組織・体制面、財務状況等、既定の確認事項について調査し、MSMEs 向け融資事業の継続可能性について確認する。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境へ

³² 提案を求める事項 5:本事業の融資先 MSMEs のリストについては調査開始後に借入人から入手することを想定しており、具体的な調査対象者は、契約後に HMK と調整をして進める。ヒアリング対象者(候補)の選定方法について、選定基準を技術提案書で提案すること。

³³ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

³⁴ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

³⁵ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

の望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のエジプト向け円借款「零細企業支援事業」では、零細・小企業向け融資を支援する類似事業の案件形成時には、実施機関及び仲介融資機関の融資実施体制の把握することが重要であるとの教訓が得られた。本事業ではこれらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒本事業は公平な社会参加から取り残されている人々のエンパワーメントを目指した案件であり、最終受益者として中小零細事業者が想定される。その中でも特に女性事業者等については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンスの別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

(1)実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関(融資先・出資先)向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料(英語、アラビア語³⁶、ロシア語³⁷)を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

³⁶ ヨルダン「ムワッカール太陽光発電事業」案件のみ対象とする。

³⁷ ウズベキスタン「中小零細事業者支援事業」案件のみ対象とする。

(2) 評価方針(案)の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針(案)を作成し、発注者の承諾を得る³⁸。

(3) 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関(融資先・出資先)及び関係者に対する質問票(英語、和文³⁹、アラビア語、ロシア語)を作成する。
- 質問票については、発注者から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理(第 1 次現地調査)

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関(融資先・出資先)(必要に応じて対象国関係機関)および JICA 民間連携事業部・JICA 事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標(代替指標含む)にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第 1 次現地調査の最後に発注者の JICA 事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

☒本業務では、実施する案件はない。

³⁸評価部の確認に 15 営業日(通常 3 回往復のやり取り)、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

³⁹「日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド」案件のみ、宛先に応じ一部質問票を和文で作成する。

(6) 詳細分析

☒本業務では、実施する案件はない。

(7) IRR 再計算⁴⁰

☒対象案件のうち、以下の案件に関する IRR の再計算(FIRR/EIRR)を行う。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	ASEAN	日本ASEAN女性エンパワーメントファンド	Equity IRR
2	ヨルダン	ムワッカル太陽光発電事業	FIRR

- ① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。
- ② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。
- ③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。

(8) 事前事後比較表(案)の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定(事前)と事業実施後の現時点での実態(事後)を評価項目ごとに比較した事前事後比較表(案)(原則 15 ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において)発注者に説明し、承諾を得る。
- ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表(最終版)を、確定した時点で提出する。

(9) 暫定評価についての実施機関(融資先・出資先)への説明(第 2 次現地調査)⁴¹

- ① (8)の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。現地渡航を 1 回とする案件は、第 2 次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関(融資先・出資先)のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

⁴⁰ 外部事後評価レファレンス 別添 5 を参照。

⁴¹ 簡易型評価の場合には、第 2 次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関(融資先・出資先)を含めた対象国関係機関、JICA 民間連携事業部等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集⁴²

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。

(13) 評価報告書(案)の作成

- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書(案)または原則 10 頁以内の海投評価結果票(案)(和文)を取りまとめ、発注者の承諾を得る⁴³。
- ② 和文の承諾後、評価報告書案または海投評価結果票案(英語、アラビア語、ロシア語)を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 海外投融資の事後評価報告書は要旨のみを公開するため、指定のフォーマットに基づき、発注者のホームページ上に公開する「要旨(和文・英文)」も作成し、発注者の承諾を得る。
- ④ その後、評価報告書案(英文)、海投評価結果票案(英文)、公開版要旨案(英文)について発注者が各案件の実施機関(融資先・出資先)からのコメント及び要旨公開に係る同意書を取り付ける。
- ⑤ ④で受けたコメントも踏まえ、評価報告書(案)または海投評価結果票(案)(日本語・英語)、公開版要旨(案)を最終化し⁴⁴、発注者の承諾を得る。

(14) 教訓シートの作成

⁴² ASEAN「日本 ASEAN 女性エンパワメントファンド」は机上調査、エジプト「中小零細事業者支援事業」、インドネシア「低中所得者層向け住宅ローン支援事業」、バングラデシュ「グリーンファイナンス推進事業」、ウズベキスタン「中小零細事業者支援事業」は現地渡航を 1 回とするため、(11)の業務はオンライン、(12)の業務はオンラインもしくは現地調査補助員による実施を想定。

⁴³ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

⁴⁴ 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語)を作成する。

(15) 海外投融資事後評価の改善に向けた提言

海投事後評価の実施方法や体制等の改善に向け、以下の点を含めた提言(和文)を整理し、書面に取り纏める。本文 2~4 ページ程度でフォーマットは特に指定しない。

- ① バンクローンの現地調査を1回としたことで情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
- ② ファンド案件において机上調査としたことで情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
- ③ 「評価結果票 海外投融資」の様式に関する提案
- ④ 海外投融資(特にファンド、バンクローン)の特性による DAC6 項目の確認が難しいと思われた箇所

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項(1)以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する(発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払)。

(1) 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 3部)にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書／海投 評価結果表	日本語 ／英語	電子データ PDF版・ Word版: CD-R 3部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・原則として、各案件 20 頁以内(海投評価結果票は 10 頁以内) ・要旨(要約版を作成する場合は当該資料)を含む。

(2) 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ(電子メールでの送付可能)にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約2か月前	英語、アラビア語、ロシア語	電子データ	
評価方針(案)	現地調査の 約2か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容 ・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査15営業日前	英語／和文／指定言語	電子データ	
事前事後比較表(案)	第一次現地調査後	日本語	電子データ	(案)の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり
IRR再計算シート及び計算確認シート	第一次現地調査後	日本語	電子データ	
評価報告書(案)／海投評価結果表(案)	第二次現地調査後 (成果品提出の2.5～3か月前) ※簡易型は検討会后	日本語／英語	電子データ	要旨(要約版を作成する場合は当該資料)を含む
教訓シート(案)	評価報告書提出の1カ月前	日本語	電子データ	

(3) 提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 1部)にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料 ➤ 一次データの処理・分析用ファイル(STATAやRなどのスクリプトファイル) 他
	IRR再計算の根拠資料	発注者指定の様式に従った内容
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真5枚/案件程度(解析度300~350dpi)
教訓シート		第4条(13)参照
海外投融資事後評価の改善に向けた提言ペーパー		第4条(15)参照
特殊言語版の報告書(案)		ヨルダン「ムワッカル太陽光発電事業」(アラビア語) ウズベキスタン「中小零細事業者支援事業」(ロシア語)
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない⁴⁵。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁴⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1)及び2)を併せた記載分量は、14ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

本公示では要員計画の評価を行います。様式4-3の「要員計画」は不要ですが、様式4-4の「業務内容」の欄を「業務内容／業務従事経験」として、従事予定者全員の①名前、②担当分野(従来と同様)③評価業務経験を記載ください。

要員計画を評価するにあたり、様式4-5(その1～その3)の提出は求めません。業務従事者が未定の場合には、想定する経験や能力要件などを記載してください。原則、履行期間中に要員を交代することは想定しておりません。

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

▶ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2)業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付の目安(3号)】

- ① 対象国及び類似地域:ヨルダン、エジプト、インドネシアを含む ASEAN 諸国、バングラデシュ、ウズベキスタン国及びその他途上国地域
- ② 語学能力:英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2026年8月～2027年12月

(2)業務量目途

1)業務量の目途

約11.24人月

2)渡航回数の目途 延べ6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。「日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド」は渡航の想定はありません。他の案件について、ヨルダン「ムワッカル太陽光発電事業」のみ2回渡航とし、他は1回渡航を想定しています。

(3)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置(*語⇔*語)	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無

6	Wi-Fi	無
---	-------	---

(4)安全管理

1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所等などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2)各国における安全管理情報

【ヨルダン】

1)行動規制

- ・原則、夜 10 時から日の出まで外出不可。
- ・日没後にやむを得ず外出する場合は防犯措置を徹底する：
 - ① 自家用車ないしはアプリタクシーで移動する
 - ② 複数名で行動し、明るく人通りの多い場所を選ぶ

2)都市間・都市内の移動

- ・日没後～日の出前の都市間移動は、不可。ただし、業務上やむを得ない場合や、運行スケジュール上夜間の長距離バスに乗らざるを得ない場合に限り、信頼できるバス会社を利用した上で、可とする。
- ・クィーン・アリア国際空港(QAIA)～アンマン市内の移動は、「1)行動規制」に準じる。ただし、フライトスケジュールの都合や、業務上やむを得ない場合に限り、安全な移動手段を確保の上、可とする。

3)移動手段

- ・非合法営業のタクシー(白タク)の利用不可。自家用車ないしはアプリタクシーを利用すること。

4)通信手段

- ・常時連絡出来るように、携帯電話は常に電源を On にして携帯する。
- ・バッテリー切れにならないよう充電にも留意すること。

5)その他(施設・場所・イベントへの立ち入りについて)

A)立ち入り不可

※③、④、⑤への立ち入りが必要な場合は、事務所に事前に相談する事。

- ① アルコールの提供を主目的としている飲食店(バー、クラブ等)
- ② 外国人が多く集まる比較的目立つ飲食店(レストラン、バー、クラブ等)
- ③ 欧米系外国資本の高級ホテル、立地や構造上テロに狙われやすい(大通り沿いで建物内に容易に入り込める等)ホテル
- ④ 欧米権益関連施設(米国、英国、イスラエル等の公館、企業)、治安関連施設(軍・警察等)
- ⑤ 大規模なイベント
- ⑥ デモ・集会・群衆・パレード

B)必要がない限り避ける／注意を払うべき施設・場所

- ① 教会、モスク等の宗教関連施設
- ② 外国人が多数利用する場所(有名観光地等(上記以外))
- ③ 不特定多数の人が集まる場所(繁華街、映画館、劇場等)
- ④ ガラスを多用した施設(ブティック街、雑居ビル等)

C) 必要最小限のアクセス、必要最小時間の滞在に留める施設・場所

- ① 空港、駅、バスターミナル、港湾等、公共交通関連施設
- ② 不特定多数の人が集まる場所(ショッピングモール、大型スーパー等)

【エジプト】

「海外安全対策ハンドブック」と「エジプト安全対策マニュアル」を熟読し、セルフディフェンスに努めること。

1)通信手段

・緊急連絡手段の確保:安否確認等のため、携帯電話もしくは固定電話に常に出られる、また、携帯電話を充電できる状態を維持する。

2)注意すべき場所

・市中で警戒中の警察官等から距離を置くほか、軍や警察関連施設、宗教施設(大きなモスクや教会)、裁判所、多くの人が集まる場(タハリール広場、駅、バスターミナル、スタジアム等)などには、近づかない。

・欧米系高級ホテルや大規模商業施設、博物館・美術館、観光地、市場等では、出入口付近、ロビーでの滞在時間を極力短くする。特に、屋外の遺跡等の観光地(ギザの3大ピラミッド、サッカーやダハシュール等のピラミッド等)を訪問する際は滞在時間も最小限にする行程にすること。

3)交通手段

・夜間の外出は控える。特に 23 時～4 時の移動は原則不可。やむを得ない場合は事前に事務所に連絡すること。

- ・都市間移動時の交通機関は飛行機、運転手付レンタカー、大型長距離バス、鉄道、とし、マイクロバスは禁止する。また、「大カイロ都市圏」内の移動時の場合でも、公共バスやマイクロバスの利用は控える。但し、他の交通手段が利用できない場合に限り、利用を可とする。
- ・マイクロバスの利用にあたっては、事務所より安全対策ブリーフィングを受け、マイクロバス利用におけるリスクと安全対策を理解すると共に、(参考資料)「マイクロバス利用についての留意事項」を熟読し、理解した上で利用する。
- ・トゥクトゥク(三輪バイク)の利用禁止。
- ・車両の運転禁止(二輪後部等への同乗を含む)。
- ・観光を目的とするバス等を利用しない。(過去にテロの標的にされた例があるため)。
- ・後部座席に乗る(運転手の真後ろの席が比較的安全とされている)。
- ・シートベルトを締める(後部座席も同様)。
- ・タクシー運転手の運転が荒かったり、走行中に携帯電話を使用したりする等、危険を感じるような場合は、躊躇せずに乗り換える。
- ・ポートフォードに渡るには、車両通行用の橋、またはポートフォードフェリーを利用すること。

4)ダイビング

- ・詳細は「エジプト・アラブ共和国安全対策マニュアル」を参照のこと。

5)その他

- ・2023年8月現在、ポートフォードには宿泊施設がない点留意すること。
- ・アブシンベルなどの主要観光地における医療関係の詳細については、「安全対策マニュアル」を参照すること。

【インドネシア】

- ・「JICA 安全対策マニュアル(JICA インドネシア事務所作成)」を遵守する。
- ・安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
- ・イスラム教の習慣に配慮し、露出の多い服装、飲酒、宗教的な発言は慎む。
- ・渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
- ・事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに安全対策マニュアルに記載の緊急連絡先に連絡する。
- ・パスポートもしくはパスポートの写し(紙または電子データ)を常に携行する。
- ・夜間における不要・不急の徒歩移動は避ける。

- ・ Gojek や Grab 等の配車アプリを含めバイクタクシーの利用及びバイクの二人乗りは全面禁止。
- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所(空港、公的機関、軍・警察等の治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教施設、欧米関連施設、飲食店、ショッピングセンター、観光地、市場等)では、滞在時間を最小限とする。
- ・ デモ行進や政治集会等には近づかない。
- ・ 事務所から宿泊先、渡航日程等変更の指示がある場合には、これに従う。

【バングラデッシュ】

- ・ ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外(借上アパート等)に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承認を得る。
- ・ 継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- ・ 国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- ・ 業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得る。
- ・ 短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS/電話で入れる。
- ・ 日頃から行動パターン(通勤/移動時間、使用する道路や施設)を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- ・ 充分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- ・ 車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両(バイク含む)が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- ・ 空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- ・ 単独行動を極力控える。
- ・ イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- ・ 服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

【ウズベキスタン】

1)連絡手段の確保

- ・携帯電話を常に通話可能な状態とする。特に、各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は携行を徹底する。
- ・ウズベキスタン到着後、空港および市内で SIM カードの購入も可能。ウズベキスタン国内 SIM カードの調達または海外ローミングサービスの利用のいずれかの手段で、常時連絡のとれる連絡先を入手する。
- ・ウズベキスタン到着後に SIM カードを購入した場合は、ウズベキスタン事務所の事業担当者、または安全管理担当者(VC 等)に電話番号を連絡すること。
- ・ウズベキスタン国内の都市間移動中および僻地は、携帯電話ネットワークサービスが貧弱で電波の届かないエリアが多くなる。そのため、そのような場所を車両移動中に事故が発生した場合、連絡対応が十分にできない状況に陥ることから、都市間移動は可能な限り空路または鉄道の利用を優先して検討する。

2)安全管理意識の保持

- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。出発にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。
- ・ドライバーのスピード速度超過、または交通マナーの悪さから、交通事故が頻発しているため、タシケント市内または地方移動にかかわらず、車両での移動時には必ずシートベルトを着用すること。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所(治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等)への訪問を最小限とする。
- ・タクシーが必要な場合は、流しのタクシーには乗車せず、配車アプリサービス(Yandex Go / My Taxi)によるタクシーを利用する。

3)ウズベキスタン特有の注意事項

- ・入国から 72 時間以内に最初の外国人滞在登録(レジストラーツィア)、およびその後は出国までの全泊に対する滞在登録(システム上のデータ登録)が行われる必要がある。ホテル宿泊の場合、当該手続きはホテルが代行するため到着時にパスポートを預けること。なおパスポートの受け取りは翌日以降となる場合がある。
- ・出国空港での出国審査の際に、滞在登録データの確認があり、登録の抜けがある場合に罰金あるいは出国が困難になる場合があるため、滞在登録(レジストラーツィア)が行われたかを宿泊地で確認すること。知人宅に宿泊する場合であっても滞在

登録が必要なため、知人の住居大家により滞在登録の申請手続きが可能かも確認のうえ旅程を組むことを推奨する。(登録手続きには1泊数百円程度の手数料要)

- ・国内航空便搭乗や鉄道乗車にはIDの提示が必要なため、乗車する際は忘れずに旅券を携行すること。
- ・街中での検問や、治安当局者(警備員)による所持品チェックには素直に従い、決して抵抗しないこと。常にIDを持ち歩き、身元が証明できる状態にしておくこと。
- ・観光客があまり訪問しない、いくつかの山間地域・国境付近の地帯への入域について、ウズベキスタン政府が外国人に対し事前の渡航申請/許可を設けている地域があるため、山間地域を訪問する際は知人の車両や公共交通機関の利用ではなく、当地事情に詳しい旅行会社に相談またはツアーを組むことを推奨する。
- ・違法薬物の所持はウズベキスタンでは重大な刑が科せられるため、薬はラベルの貼られたパッケージで持ち歩く等、誤解を招く所持物を携行しないよう十分注意する。
- ・外貨からウズベキスタンSUMへの両替は必ず銀行およびホテルで行い、いわゆる違法な闇両替といわれる市場等の一般人とは取引を行わないこと。
- ・携帯電話を使用しながらの横断歩道の歩行は、交通安全上危険だけでなく、ウズベキスタンの法律で罰金刑(USD20前後)が科されるため、十分に注意すること。

4)旅行計画上の注意

- ・都市間移動は、大都市以外の携帯電話電波が貧弱な状況と、交通事故発生リスクの高い国内状況から、車両での移動を極力短くすべく公共交通機関(飛行機、列車、大型バス)を優先的に選択することを推奨。都市間での車両移動を選択せざるをえない場合でも、白タクでの移動、及び乗合タクシー・乗合バス(マルシュルートカやダマス)での国内長距離移動は原則不可。公共交通機関がない区間の移動は、借り上げ車両や配車アプリのタクシーでの対応を検討する。これらの移動手段では対応できない特別な場合に限り、乗合タクシー等の利用を条件付きで認めることがあるため、移動届等で理由を添えて事務所へ相談する。
- ・日没後の都市間移動は、道路上の障害物が目視しづらく事故につながりやすいうえ救援も困難なため、やむを得ず車両による長距離移動をする場合は、日没前に目的地に到着する計画を検討する。
- ・冬季期間(10月頃~4月頃)に山間部を通過する渡航、または山間部を目的地とする移動は、人けのない山岳道路などでの積雪や凍結による長時間の立ち往生や、雪崩のリスクが懸念される。山間部での車両移動を極力避け、空路あるいは鉄道での渡航が可能かどうかをまず検討する。申請内容によっては、事務所から渡航ルートや日程変更を勧告することがある。渡航者自身も雪崩注意報等アラートの情報収集に努め、あらかじめ複数のプランを検討しておくなど柔軟な渡航計画を行うこと。
- ・隣国との国境ポイントで入国・出国する陸路越境は、下記の点に注意する。

(1)ウズベキスタン側でも使用可能な携帯電話番号を事前手配すること。(2)国境付近に駐在する治安部隊による荷物・文書チェックに従順に応じること。(3)イミグレーションや通関での対応は、担当官によりロシア語またはウズベク語、現地語での対話が必要となる。(JICA 事務所からは支援が困難なため、必要に応じ通訳を雇上することを推奨) (4)国境ポイントとウズベキスタン主要都市間の移動は、必ず日中に行い夜間の移動とならないこと。(5)麻薬関連のトラブルに巻き込まれない為、国境を渡る際は他人からの荷物を決して預からないこと。(6)ウズベキスタン入国前、出国後は隣国の安全対策措置に従うこと

3 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1)報酬について

報酬単価(上限額)については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2)国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下の URL に掲載しています。

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/consulting/index_since_201404.html

(2)契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3)上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

65,163,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4)別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1)直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2)上限額を超える別提案に関する経費
- 3)定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5)定額計上について(該当する□にチェック)

■ **本案件は定額計上はありません。**

(6)見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7)旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場

合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(8)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9)外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10)ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

(11)その他留意事項

ヨルダン国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律19,000 円/泊(アンマン泊を想定)として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逓減は適用しません。なお、本単価は 2024 年 7 月調査時になるため、現時点の単価が上記単価を超える場合には、現時点の単価を使って計上すること。

別紙: プロポーザル評価配点表

別添: プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	45	
(2)作業計画等	(25)	
ア)要員計画	20	
イ)作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア)類似業務等の経験	10	4
イ)業務主任者等としての経験	4	2
ウ)語学力	4	1
エ)その他学位、資格等	2	1
2)副業務主任者の経験・能力:副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア)類似業務の経験	-	4
イ)業務主任者等としての経験	-	2
ウ)語学力	-	1
エ)その他学位、資格等	-	1
3)業務管理体制	(-)	(4)